

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 01

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合		H26	37.3 %	40.0	29.0	37.3	32.3	39.0	**	63.0%
グループホームの利用者数		H24	180 人	286	197	217	243	264	**	79.2%
成年後見制度利用支援事業の利用者数		H24	6 人	17	11	15	15	15	**	81.8%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進
------	--------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	34.0%	33.6%	30.3%	1.7%	0.4%
27年度	第7位 / 20施策	5点満点中	3.99点(平均3.89点)		
26年度	第9位 / 20施策	5点満点中	4.08点(平均3.98点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	1.9%	12.3%	63.7%	18.2%	3.9%
27年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.90点(平均2.99点)		
26年度	第14位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 新規	障害者安心生活支援事業
2 新規	重症心身障害者通園事業体制維持補助
3 拡充	障害者虐待防止対策事業
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	総合戦略
<p>行政が取り組んでいくこと 日常生活の支援の充実と権利擁護</p> <p>【適正なサービスの給付等】 (目的) 日常生活を営むために必要な福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) 障害福祉サービス等については、訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等の利用者数が大幅な増加傾向にあり、平成21年度の929人から平成28年度は1,631人となっている。 障害福祉サービス等の給付にあたっては、平成27年度から担当職員を増員し、「障害福祉サービスに係る支給決定基準(ガイドライン)」の運用を開始している。基準に即した支給決定やシステムを活用した請求審査を実施するとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を定期的に開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービスの提供に向けて取り組んでいる。 (課題) 障害福祉サービス等を適正に給付していくため、「保健福祉センター」の開設に併せて、引き続き、窓口の受付体制を整備していく必要がある。 サービス支給の増加に伴って請求の誤り件数も増加しており、その対応や利用者への適切なサービス提供の確保が求められているため、請求審査や監査体制を強化していく必要がある。</p> <p>【グループホーム、地域生活支援拠点等】 (目的) 地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) グループホームについては、平成24年度までは県の基金事業を活用することで新規の開設が促進されてきたが、当該事業の収束後はやや鈍化傾向にあり、平成28年度の利用者数は264人となっている。(目標指標) 地域生活を支援するための基盤となる「地域生活支援拠点等」については、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、国・県の説明会や先進市への視察により情報を収集するとともに、本市の自立支援協議会や委託相談支援事業所の連絡会において意見を伺いながら、整備を進めている。 (課題) グループホームについては、消防設備設置の厳格化への対応や物件、夜間支援員の確保など様々な課題がある中、入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の保護者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据えて、一層の整備に取り組んでいく必要がある。また、事業者からは、報酬が低く運営が不安定という意見もあるため、開設の促進に向けた支援が必要となっている。 地域生活支援拠点等に必要各機能の整備については、「常時の連絡体制」や「緊急時の受け入れ」、「地域の体制づくり」など、地域全体で支えるサービス提供体制(面的整備型)を構築するとともに、これらの機能を担う地域の関係機関との連携強化を図っていく必要がある。</p> <p>【権利擁護】 (目的) 権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果) 平成26年度に「尼崎市成年後見等支援センター」を設置し、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。 成年後見制度利用支援事業の利用者数は、前年と同程度の状況であり、平成28年度は15人となっている。(目標指標) 障害者虐待防止対策事業については、庁内関係課の連携のもと、「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として虐待に係る通報や届出を受けるとともに、一時的な保護など随時必要な支援を行っている。なお、平成28年度の通報・相談件数は19件となっている。 (課題) 成年後見制度のニーズに対応していくには、職員の対応力の向上や、関係機関との一層の連携が必要であり、相談窓口の充実が求められる。 障害者虐待防止対策については、被害者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められているため、専門的な知識を有する職員の育成が必要となっている。 夜間・休日の通報受付については、現在、夜間代表番号の本庁警備室を経由し、特定の職員が専用の携帯電話で輪番対応しており、受付体制の強化が必要となっている。</p>	

平成29年度の取組

【適正なサービスの給付等】
 サービスの給付等については、「障害福祉サービスに係るガイドライン」や新たに策定する「移動支援事業に係るガイドライン」を利用者や事業所に周知するとともに、引き続き、職員向けの研修を行うなど窓口の受付体制を整備していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。
 増大する請求事務への対応については、重複チェック等を行う請求審査システムを活用し、適切なサービス提供に努めるとともに、引き続き、請求審査・監査体制の強化に取り組んでいく。

【グループホーム、地域生活支援拠点等】
 地域生活支援拠点等の整備については、地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、平成29年度に新設した「障害者安心生活支援事業」を市内の社会福祉法人に委託して実施しており、当該拠点を持つ機能や業務が円滑に進むよう、関係機関等との協議を進めていく。特に、拠点の各機能を担う事業所の人材育成や連携強化、サービス提供体制の総合調整が求められているため、委託法人との連携を密に図りながら、研修会や連絡会等を定期的に開催していく。

【権利擁護】
 成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」を中心に、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組むとともに、「保健福祉センター」の2か所設置にあわせて、成年後見等支援センターも2か所に体制を強化する。
 障害者虐待防止対策については、引き続き、専門性や即応性を有する人材の育成に取り組んでいく。
 夜間・休日の通報対応については、平成29年度に拡充した「障害者虐待防止対策事業」において、「障害者虐待防止センター」を標榜するとともに、「保健福祉センター」の開設に併せて電話受付業務を民間会社へ委託することで、常時の連絡体制(24時間対応)を確保し、通報・相談等からの聞き取りや担当職員への報告、引き継ぎ等を速やかに行うなど支援体制の充実を図るとともに、支援機関との連携強化等にも取り組んでいく。

新規・拡充の提案につながる項目

【グループホーム、地域生活支援拠点等】
 グループホームの整備促進については、本市を除く兵庫県下の自治体において、新規開設時に必要な初期経費等に対する補助制度を実施している。そのため、本市においてもグループホームの利用(待機)状況や利用ニーズ等を把握し、本市の実態に応じた単独の補助制度の創設や、国の補助制度を活用した整備計画を検討するなど、一層の整備促進やサービスの質の向上を目指していく。

改革・改善の提案につながる項目

枠配分予算の捻出にあたっては、障害者支援施策全体(内部管理経費等を含む)で見直しを検討していく。

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	総合評価
<p>・「障害福祉サービスに係るガイドライン」や「移動支援事業に係るガイドライン」に基づき、基準に即した支給決定やサービス提供がなされるよう取り組んでいく。</p> <p>・グループホームについては、ホームの特色と利用者のマッチングが重要であり、まずは実態把握を進める必要がある。</p>	<p>重点化</p> <p>転換調整</p> <p>現行継続</p>

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 02

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H26		H25	H26	H27	H28	H29	
委託相談支援事業所における延べ相談回数		H24	10,773	回	-	14,302	17,581	17,826	19,020	**	-
サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率		H26	2.0	%	100	-	2.0	14.1	22.3	**	20.7%
委託相談支援事業所等における発達障害の人の相談者数		H25	133	人	-	133	156	213	230	**	-

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進
------	--------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	34.0%	33.6%	30.3%	1.7%	0.4%
27年度	第7位 / 20施策	5点満点中	3.99点(平均3.89点)		
26年度	第8位 / 20施策	5点満点中	4.08点(平均3.99点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	1.9%	12.3%	63.7%	18.2%	3.9%
27年度	第15位 / 20施策	5点満点中	2.90点(平均2.99点)		
26年度	第14位 / 20施策	5点満点中	2.88点(平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	相談体制の充実とネットワークの構築
総合戦略	
【相談支援】 (目的)日常生活やサービスに係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)委託相談支援事業所(7事業所)の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及により潜在していた相談支援ニーズが顕在化するなど、依然として増加傾向にあり、平成24年度の10,773回から平成28年度は19,020回となっている。 (目標指標)保健・福祉に係る各組織が一体的かつ十分な連携のもとで、相談や手続を完結することができるよう、総合相談窓口機能を有する「保健福祉センター」を設置することとなったため、平成27年度から障害福祉課の組織体制を再編するなどの取組を進めている。 平成29年度までにすべての障害福祉サービス支給決定者と障害児通所支援支給決定児童(全支給決定者・児)に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成するため、平成27年度から「障害福祉サービス等に係るガイドライン」を運用するとともに、利用計画を作成する指定特定・障害児相談支援事業所に対する説明会や意見交換会等を定期的に開催して、相談員のスキルアップやネットワークづくりを進めている。 利用計画については、全支給決定者・児5,141人に対して1,144人の作成にとどまっておらず、作成達成率は約22.3%(平成29年3月末時点)となっている。(目標指標) 委託相談支援事業所等における発達障害の人の相談者数は増加傾向にあり、集計を開始した平成25年度の133人から平成28年度は230人となっている。(目標指標) (課題)委託相談支援事業所等における相談回数は年々増加傾向にあり、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談の増加が見込まれるため、新たな委託先を確保していく必要がある。 相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所に対しては、障害福祉サービス以外の制度等も含めて適切な相談対応や知識の向上を求めている。そのため、事業所合同の研修会を開催するなど事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。 利用計画の作成を進めていくため、引き続き、指定特定・障害児相談支援事業所の設置促進を図るとともに、相談支援専門員に対して指導・助言等を行える体制を整備していく必要がある。	
【基幹相談支援センター】 (目的)地域の相談支援体制の強化等を図ることにより、障害のある人の地域生活を支援する。 (成果)「基幹相談支援センター」については、先進市への視察等により情報を収集するとともに、本市の自立支援協議会や委託相談支援事業所の連絡会において意見を伺いながら、整備を進めている。 (課題)「基幹相談支援センター」の整備については、「保健福祉センター」の開設に併せて、総合相談機能の構築を行うとともに、複雑化かつ専門化する相談内容や進捗が遅れている利用計画の作成等に対応するため、地域の関係機関との連携強化等を図っていく必要がある。 特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進は、本市の喫緊の課題となっている。	
【障害者計画等】 (目的)障害者施策を総合的・計画的に推進することにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう支援する。 (成果)「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」については、計画の進捗管理や評価等を実施するため、PDCAサイクルの手法を用いて、社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会の委員からの評価を含めた「評価・管理シート(平成27年度版)」を平成28年7月に作成し、本市の障害者施策の推進に取り組んでいる。 (課題)平成30年度から32年度を計画期間とする「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の策定にあたっては、国の基本指針や平成30年4月に施行される「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法」に盛り込まれた新たなサービス・施策等への対応についても検討していく必要がある。	

平成29年度の取組

【相談支援】
委託相談事業所等の知識や支援力の向上については、連絡会等を定期的に開催して、事業所間の連携の強化を図るとともに、引き続き、研修会や意見交換会を通じて、相談員のスキルアップ等に取り組んでいく。

【相談支援、基幹相談支援センター】
地域の相談支援体制の強化については、平成29年度に拡充した「障害者(児)相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)」を市内の社会福祉法人に委託して実施しており、当該センターが持つ機能や業務が円滑に進むよう、関係機関等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進が求められているため、委託法人との連携を密に図りながら、研修会や連絡会等を定期的に開催していく。

【障害者計画等】
障害者計画等の推進については、現行計画の進捗管理等や「尼崎市障害福祉計画(第5期)」の策定に向けて、市内在住の障害者(児)等に対するアンケート調査を実施し、生活実態や福祉サービス等の利用状況・ニーズ、その他関連する項目等について調査・分析を行う。また、本市の障害者施策に係る平成29年度主要事業の進捗状況や現行計画の「評価・管理シート」の内容等も踏まえながら、社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会において協議を行い、幅広い意見を取り入れていく。

新規・拡充の提案につながる項目

【相談支援】
障害者(児)相談支援事業については、増加する相談件数等に対応するため、新たな委託相談支援事業所の確保を検討するとともに、市民への認知がより進むよう効果的な周知に努めていく。

【障害者計画等】
「障害福祉計画(第5期)」については、国の基本指針において新たな成果目標が盛り込まれており、「就労定着に向けた支援」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「障害児支援の提供体制の整備等」の取組として、新たな障害福祉サービスの創設や保健・医療・福祉のほか各分野の関係者による協議の場の設置等が必要とされているため、関係機関等と協議・検討を進めていく。

改革・改善の提案につながる項目

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
「サービス等利用計画」及び「障害児支援利用計画」の作成達成率については、22.3%と昨年度よりは上昇したものの、依然低い状況である。現在、「障害福祉サービス等に係るガイドライン」等の定着を図っているところであり、引き続き100%の達成に向け、着実に取組を進めていく。	
・基幹相談支援センターについては、障害特性・ニーズに対応する総合相談窓口としての役割を果たすことを意識し、関係機関とも相互に情報共有する等、相談機能の充実に向けて、取り組む必要がある。	
総合評価	
重点化	転換調整
現行継続	

平成29年度 施策評価表 (平成30年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 03

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 障害のある人の社会への参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
委託就労支援機関を通じた就労者数		H24	24	人	45	35	30	36	44	**	95.2%
障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数		H25	4	件	8	4	5	6	10	**	100%
意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数		H24	51	人	60	26	30	43	50	**	0%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進
------	--------------------------------

重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
28年度	34.0%	33.6%	30.3%	1.7%	0.4%
	第7位 / 20施策		5点満点中	3.99点(平均3.89点)	
27年度			5点満点中	4.08点(平均3.98点)	
26年度			5点満点中	4.08点(平均3.99点)	

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
28年度	1.9%	12.3%	63.7%	18.2%	3.9%
	第15位 / 20施策		5点満点中	2.90点(平均2.99点)	
27年度			5点満点中	2.88点(平均2.95点)	
26年度			5点満点中	2.89点(平均2.95点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 平成29年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 拡充	障害者IC乗車証交付事業
2 拡充	障害者就労支援事業
3 新規	日常生活用具給付等事業
4 拡充	意思疎通支援事業
5	

5 平成28年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1 新規	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業
2	
3	
4	
5	

6 平成27年度 主な新規・拡充一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

7 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成28年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	日常生活での交流の支援 総合戦略
【交流・活動支援】 (目的) 地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (課題) 自発的活動支援事業は地域生活支援事業の必須事業となっているが、本市では未だ実施できておらず、障害者団体等から事業の実施が求められている。	
行政が取り組んでいくこと	働く場の確保 総合戦略
【就労支援等】 (目的) 就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 (成果) 障害者就労支援事業は、委託している「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の利用者数が年々増加傾向にあり、平成28年度の一般就労者数は44人となっている。(目標指標) 市役所内での職場体験や就労実習を実施する障害者就労チャレンジ事業は、平成27年度からの利用者(チャレンジャー)13人のうち5人が一般就労に結びついており(平成29年3月末現在)、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。 障害者就労支援施設の利用者の工賃向上に資するため、特定随意契約の制度化や障害者優先調達推進法に基づく市の調達方針の策定に取り組むとともに、市内施設の取扱物品や役務をリスト化して、市ホームページ等で周知を図っている。また、自立支援協議会による、継続的な企業イベントへの出店や庁内販売「尼うえるフェア」の定期的な開催(平成28年度実績3回)を支援し、障害者就労の啓発等に取り組んでいる。 (課題) 「センターみのり」では、新規のみならず継続的な支援を必要とする利用者も年々増加しているため、より効率的・効果的な支援体制を検討していく必要がある。 チャレンジャーの任用は、常時1名で最長2か月となっており、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成や支援が難しくなっているため、より効率的・効果的な支援体制を検討していく必要がある。 調達方針に基づく実績件数は年々増加しているが、引き続き、実績を伸ばす検討をしていく必要がある。(目標指標) 企業イベントへの出店や庁内販売については、安定的な運用と実績を確保するため、更に支援していく必要がある。	
行政が取り組んでいくこと	社会参加の促進 総合戦略
【意思疎通支援、差別解消・コミュニケーション支援】 (目的) 差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果) 意思疎通支援事業は、手話通訳者や要約筆記者等の派遣や支援者を増やしていくための養成講座を実施しており、平成26年度以降、養成講座の修了者数は増加傾向にある。(目標指標) 「尼崎市手話言語条例検討協議会」を設置し、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けて協議・検討を進めている。 障害者差別解消法の施行により、職員対応要領を策定し、職員への伝達研修を実施している。 (課題) 意思疎通支援者の派遣事業は、潜在的な利用ニーズが高く、また、対象とする派遣理由(社会参加活動等に係る外出)の拡充を求める声が多いが、支援者は横ばい傾向であるため、引き続き、支援者の確保等を検討していく必要がある。 障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援について、条例を制定することや具体的な施策の展開が求められている。 「障害者差別解消支援地域協議会」を設置したが、今後は定期的開催し、地域の関係機関等のネットワークづくりとともに、障害者差別の解消に向けた取組を進めていく必要がある。	
【移動支援等】 (目的) 外出に伴う移動等を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果) 自立支援協議会において、平成26年11月から「移動支援事業に係る支給決定基準(ガイドライン)」の策定に向けた協議を進めている。平成28年度はガイドラインの素案を作成し、利用者や事業者への説明会を開催した。 (課題) 障害者バス特別乗車証については、市営バス事業移譲後も制度を継続するため、乗車証のICカード化を実施する。 「移動支援事業に係るガイドライン」や新たな報酬単価等の運用にあたっては、利用者や事業者への影響等も考慮し、十分な制度周知を図るとともに、丁寧な窓口対応に取り組んでいく必要がある。	

平成29年度の取組

【就労支援等】 就労支援については、平成29年度より「センターみのり」の就労支援員を1名増員して、特に就労定着に向けた支援の充実を図るとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。 障害者就労支援施設の利用者の工賃向上に資するため、市内施設の取扱物品等について、庁内に一層の周知を図るとともに、発注にかかる簡素な事務手続きのマニュアル化に取り組むなど、より効果的な実施手法を検討していく。
【意思疎通支援、差別解消・コミュニケーション支援】 意思疎通支援の促進については、意思疎通支援者を確保・養成するため、養成講座を各年度で切れ目なく実施するとともに、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けて、引き続き協議を進めていく。 差別解消に向けた支援については、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開くほか、パンフレットの活用など地域への啓発に努めていく。
【移動支援等】 障害者バス特別乗車証については、平成30年度のICカード化に向けて、引き続き、制度運用の在り方について阪神バス等の事業者と協議を進めていく。また、乗車証システムの構築や条例の改正、団体説明会等を行い、円滑な制度移行に取り組んでいく。 移動支援事業ガイドラインについては、引き続き、自立支援協議会で詳細な運用について協議を進めるとともに、窓口職員への研修等を実施し、平成29年度下半期からの運用に向けて環境を整備する。また、引き続き、地域生活支援事業の再構築を進めていく。

新規・拡充の提案につながる項目

【交流・活動支援】 自発的活動支援事業については、引き続き、地域における活動状況やニーズ等を把握し、他の活動支援の取組との整理を行うなど事業実施に向けた検討を行う。
【就労支援等】 障害者就労チャレンジ事業については、受入人数の拡大や支援内容の充実等を図るため、支援体制の強化や効果的な実施手法の確立など事業拡充に向けた検討を行う。 障害者就労支援施設の利用者の工賃向上に資するため、引き続き、庁内販売等の機会確保に努めるとともに、より効果的な支援を行っていただくため、就労機会の創出や販路開拓等の事業実施に向けた検討を行う。
【意思疎通支援、差別解消・コミュニケーション支援】 意思疎通支援事業については、派遣対象の拡充や支援者の確保を検討するなど、事業拡充に向けて取り組んでいく。 コミュニケーション支援については、手話の普及等を目的とする条例の制定後に手話の周知・啓発を図る取組を検討するとともに、意思疎通支援の更なる充実を図っていくため、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定についても検討していく。

改革・改善の提案につながる項目

8 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
・障害者の就労支援については、庁内販売が好評であるほか、障害者就労チャレンジ事業についても、一般就労につながるなど、一定の成果があがっている。しかしながら、障害特性に応じた業務のマッチングが課題であり、引き続き、より効果的な支援に取り組んでいく。
・新規・拡充の提案については、ガイドラインの策定に係る協議を踏まえる中で、引き続き、丁寧にニーズ把握に努め、優先順位をつけた上で、取組を進めていく。

総合評価

重点化	転換調整	現行継続
-----	------	------